

議案第 40 号

太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市火入れに関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 6月 2日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

筑紫野太宰府消防組合火災予防条例(昭和45年条例第18号)の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、市内の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲にある土地における火入れに関し、必要な事項を定めることにより、森林環境の保全に資することを目的とする。

第 2 条中「もつて」を「もって」に改める。

第 3 条第 1 項中「別記様式第 1 号による申請書」を「火入許可申請書（様式第 1 号）」に改める。

第 5 条第 1 項中「別記様式第 2 号による許可証（以下「火入許可証」という。）」を「火入許可証（様式第 2 号）」に改める。

第 8 条ただし書中「あつては」を「あっては」に改める。

第 11 条第 3 項中「第 12 条」を「第 13 条」に改める。

第 13 条第 1 項中「当たつて」を「当たって」に改め、同項第 2 号中「あつては」を「あっては」に改める。

第 14 条第 1 項ただし書中「向かつて」を「向かって」に改める。

第 15 条第 1 項中「あつても」を「あつても」に、「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報」に、「行つて」を「行って」に、同条第 2 項中「よつて」を「よつて」に、「認められるとき」を「認められる場合」に、「異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合」に改める。

第 16 条中「当たつて」を「当たって」に改める。

第 17 条第 1 項中「行つた」を「行った」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係） 別紙

様式第 2 号（第 5 条関係） 別紙

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

火入許可申請書

年 月 日

太宰府市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

次のように火入れを行いたいので許可されたく「太宰府市火入れに関する条例」第3条の規定により申請します。

火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林( )、普通林、原野、その他( )
	所有区分	国有地( )、公有地( )、私有地( )
	面積	総面積                      ヘクタール
火入れ期間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火入れ方法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防火帯	延長                      メートル、幅員                      メートル
	器具	
火入責任者		
備 考	(添付書類                      通)	

(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入、2 その他の( )には土地現況を記入、  
3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入

様式第2号（第5条関係）

火 入 許 可 証	
年 月 日	
許可番号 号	
申請人 殿	
太宰府市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>	
月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	
面 積	総面積                      ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	